

マスメディア集中排除原則と放送対象地域 の見直しの方角性(案)

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

令和4年3月8日

※赤文字は、第5回会合(令和4年2月16日)からの変更箇所。

1. マスメディア集中排除原則の見直しの方向性(案)

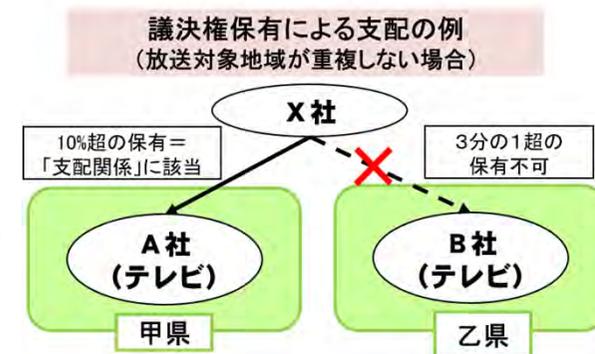
1. 現状

- マスメディア集中排除原則は、「基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする」(放送法第91条第2項第1号)ため、放送の多元性・多様性・地域性の確保を目指すもの。
- 一の基幹放送事業者が二以上の基幹放送を行うこと(兼営)のほか、基幹放送事業者が「支配関係」を有する者を通じて二以上の基幹放送を行うこと(支配)を原則として禁止。
- 「支配関係」の基準※¹(地上基幹放送の場合)
 - ・議決権保有割合：同一放送対象地域 1/10超、異なる放送対象地域 1/3超
 - ・役員兼任割合：特定役員※²の1/5超
 - ・代表権を有する特定役員※²又は常勤の特定役員※²の兼任
- 特例※¹として、ラジオ4局特例、特定隣接地域特例、経営基盤強化計画認定制度における役員兼任に係る特例、認定放送持株会社制度に係る特例等が設けられている。

※¹ 支配関係の基準や特例は、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)において規定。

※² 特定役員とは、業務執行役員及び業務執行決定役員をいう。

(例)



2. 課題

- マスメディア集中排除原則の政策目的は今なお重要であるが、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、その政策目的と政策手段の関係が必ずしも適格的とは言えなくなっている部分があるのではないか。経営の選択肢を狭め、返って多元性等を損なうことにもなり兼ねないといった部分もあるのではないか。
- マスメディア集中排除原則の政策手段が、放送番組の多様性・地域性の確保に必ずしもつながっていない部分もあるのではないか。
- 経営基盤強化計画認定制度において役員兼任割合に係る特例が設けられているが、議決権保有割合に係る特例が設けられていないほか、経営基盤強化計画の申請・認定等の手続きが煩雑で使い勝手が必ずしもよくないという意見もある。
- 事業者からは、経営の選択肢を増やす観点から、認定放送持株会社制度に係る特例等の緩和が要望されている。

3. 見直しの方向性(案)

- ✓ 将来的な経営リスク顕在化の可能性に備え、放送事業者における経営の選択肢を増やし、迅速な対応が可能となるよう、緩和の方向で検討すべきではないか。

【地上基幹放送関係】

- ✓ 特にローカル局の経営力の向上を図り、隣接県に限らない経営の連携が可能とする観点からは、
 - ①認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(現行:12都道府県まで)の緩和のほか、
 - ②認定放送持株会社制度によらない場合でも異なる放送対象地域に係る規制の緩和を図るべきではないか。
 - ・①については、認定放送持株会社制度が資本関係を通じたグループ経営を可能とするものである一方で、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(12都道府県まで)が設けられているが、資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないなど、大きな影響は見られていない。こうした制度の趣旨、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえると、地域制限を維持する必要はないのではないか。
 - ・②については、認定放送持株会社制度によらない場合でも経営の選択肢を増やす観点から、一定の制限の範囲内において、地上テレビジョン放送について隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする特例を設けることが適当ではないか。一定の制限として、兼営・支配を可能とする数は具体的にどのような数が適当か。
- ✓ 他方、同一放送対象地域に係る支配関係の基準(現行:議決権保有割合1/10超)は、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、現時点では現状維持とすべきではないか。
 - ・同一放送対象地域内において、放送設備の共同調達や共同利用といったハード設備を核とした連携など、ネットワーク系列を超えた地域内での連携も考えられるが、そうした連携を行う上で、マスメディア集中排除原則の緩和により、資本関係等の強化を求める具体的なニーズがあるかどうか、引き続き注視すべきではないか。

3. 見直しの方向性(案)

【衛星基幹放送関係】

- ✓ 認定放送持株会社制度の特例として認められている衛星基幹放送(BS放送)のトランスポンダ数の保有上限規制自体は、現時点においてはBS放送に割り当てられる総トランスポンダ数に変更がないことに鑑みると、現状維持とすべきか。
 - ・認定放送持株会社傘下の衛星基幹放送(BS放送)事業者については、当時の圧縮技術の制約等にも鑑み、「0.5トランスポンダ」までと規定し、特例として実質的に1チャンネルまで保有を認めたところ。
 - ・他方、動画配信の拡大など市場環境の変化による視聴者及び放送事業者のニーズの多様化や、圧縮技術の高度化等の技術の進展にも留意する必要があるが出てきているのではないか。
 - ・BS放送に割り当てられる総トランスポンダ数が変わらない状況にあっても、圧縮技術の高度化等により、同じ帯域の中により多くのチャンネルが収容できるようになり、画質の向上も図られるようになる。これにより、放送の多元性・多様性が一層確保されると考えられるのではないか。
 - ・こうした点を踏まえると、個々の認定放送持株会社における衛星放送事業の経営の選択肢や柔軟性を拡大する観点から、例えば、認定放送持株会社が衛星基幹放送(BS放送)を追加的に1チャンネル保有することで一時的に上限(0.5トランスポンダ)を超える場合であっても、関係するチャンネルに高効率な圧縮方式を新たに導入して周波数を有効に利用することにより、一定期間経過後に上限内に収めることができる計画を有することが確認できれば、当該期間内においてそれを容認する特例措置をとることも考えられるのではないか。

放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条 (基幹放送普及計画)

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等
(東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない)

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

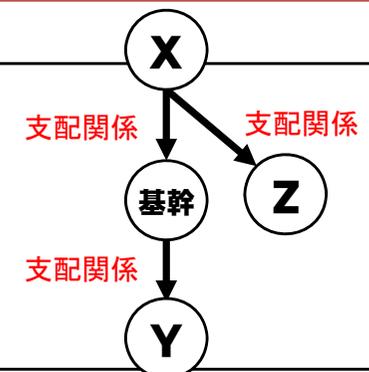
放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

＜認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分＞ (放送法第93条第1項第5号)

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者 (X)
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者 (Y・Z)

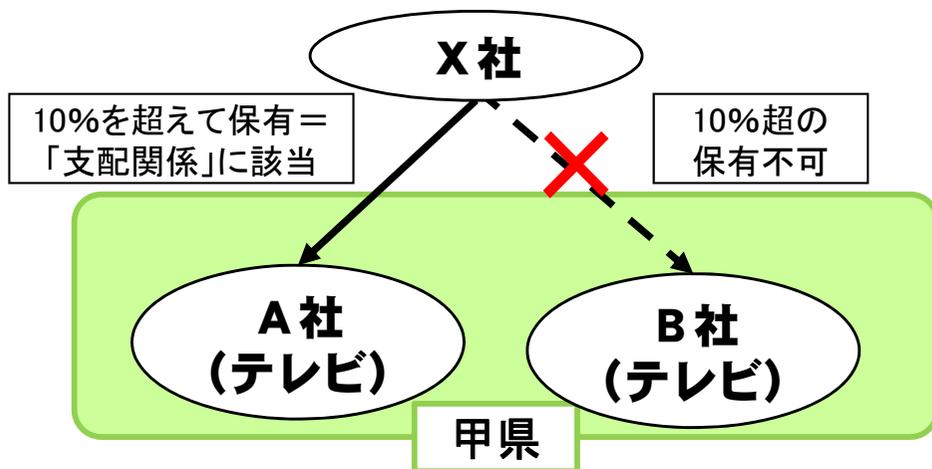


【参考】マスメディア集中排除原則の具体的規定の全体像(概要)

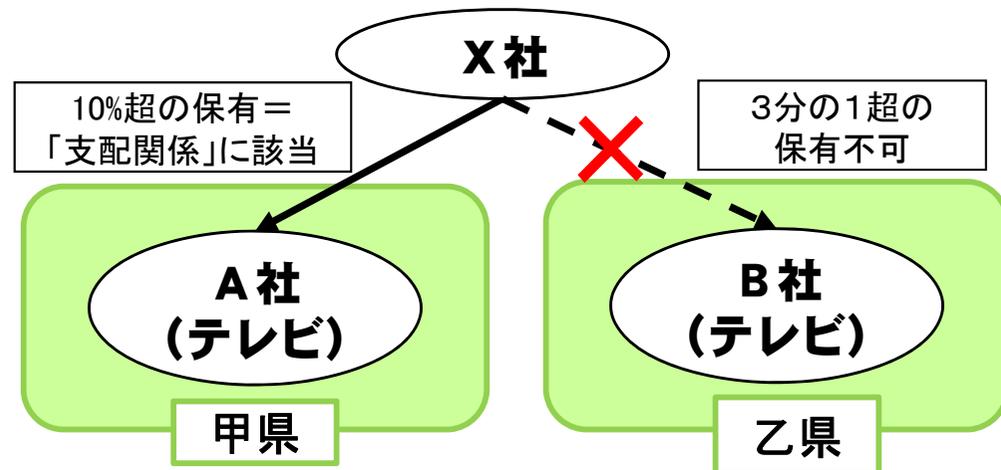
地上基幹放送(テレビ・ラジオ)		衛星基幹放送 (BS放送・東経110度CS)
同一放送対象地域	異なる放送対象地域	
<p>【「支配関係」の基準】(第5条第1項・第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権保有割合: 1/10超 ・役員兼任割合: 特定役員^{※1}の1/5超 ・代表権を有する特定役員^{※1}又は常勤の特定役員^{※1}の兼任 <p>※1 業務執行役員及び業務執行決定役員。</p>	<p>【「支配関係」の基準】(第5条第2項・第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権保有割合: 1/3超 ・役員兼任割合: 1/5超 ・代表権を有する特定役員^{※1}又は常勤の特定役員^{※1}の兼任 <p>【テレビ兼営特例】(第8条第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ放送事業者又はそれを支配する者は、異なる放送対象地域のテレビ放送事業者を議決権保有割合1/10超1/3以下の範囲内で兼営・支配することが可能。 	<p>【「支配関係」の基準】(第5条第3項・第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権保有割合: 1/3超 ・役員兼任割合: 特定役員^{※3}の1/5超 ・代表権を有する特定役員^{※3}又は常勤の特定役員^{※3}の兼任 <p>※3 業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の業務執行決定役員の総数に占める割合が1/3を超えない場合、業務執行役員。</p>
<p>【ラジオ(コミュニティ放送を除く。)4局特例】(第8条第2号・第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ放送(コミュニティ放送を除く。)は、放送対象地域の重複に関わらず、4局まで兼営・支配が可能。 		<p>【トラポン数上限】(第8条第6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1/3超の議決権保有関係でつながるグループ全体において、 <ul style="list-style-type: none"> ・2K: 計4トラポン以下 ・4K: 計4トラポン以下 <p>[地上基幹放送事業者及び衛星基幹放送事業者をグループに含む場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記条件に加え、以下の条件を満たすことが必要(第8条第7号イ・ロ) <ul style="list-style-type: none"> ・BS放送事業者への議決権保有割合は1/3超1/2以下の範囲内 (一定の要件において当該議決権保有関係を支配関係に該当しないとみなす) ・グループ全体の東経110度CS放送は2トラポン以下
<p>【コミュニティ放送特例】(第8条第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送対象地域に同一の市区町村の区域を含むコミュニティ放送は、複数(上限なし)の兼営・支配が可能。 	<p>【特定隣接地域特例】(第12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定隣接地域^{※2}に放送対象地域が含まれる地上基幹放送事業者(コミュニティ放送を除く。)又はそれを支配する者は、複数の同一メディア(テレビ又はラジオ)の兼営・支配が可能。 <p>※2 2以上の放送対象地域(関東・中京・近畿広域圏を除く。)のうち特定の1の放送対象地域に他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合における当該2以上の放送対象地域の集合。</p>	
<p>【三事業支配の禁止の特例】(第8条第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュース又は情報の独占的頒布のおそれがないときは、三事業支配(新聞・テレビ・ラジオの支配)が可能。 		
<p>【経営困難特例】(第11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社更生法の更生手続開始の決定を受けている場合等に該当する地上基幹放送事業者は、第8条第1号から第5号までの特例の適用に当たり、地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。 		
<p>【経営基盤強化計画認定制度における役員兼任に係る特例】(第10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定経営基盤強化計画を提出した基幹放送事業者に対する特定役員兼任割合が1/5超1/3以下の場合は、支配関係に該当しないものとみなす。 		
	<p>【認定放送持株会社制度の特例】(第9条第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定放送持株会社が1/3超の議決権割合を保有する地上基幹放送事業者(テレビ・ラジオ)の放送対象地域につき12都道府県まで。 	<p>[認定放送持株会社制度の特例](第9条第3号)^{※4}</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定放送持株会社と1/3超の議決権保有関係でつながるグループ全体のBS放送は、 <ul style="list-style-type: none"> ・2K: 計0.5トラポン以下 ・4K: 計0.5トラポン以下 <p>※4 第8条第7号ロは適用。 ※4 第8条第7号イに適合する場合、この特例は適用されず、第8条第6号が適用。</p>

注) 条文番号は、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)のもの。

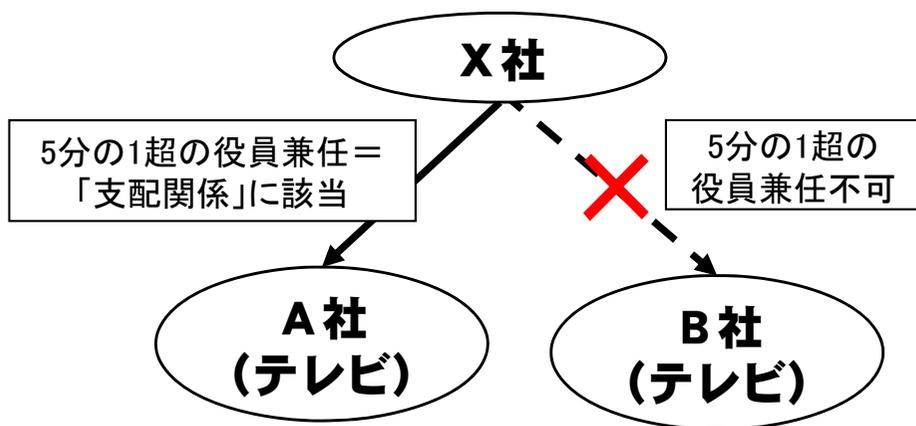
議決権保有による支配の例
(放送対象地域が重複する場合)



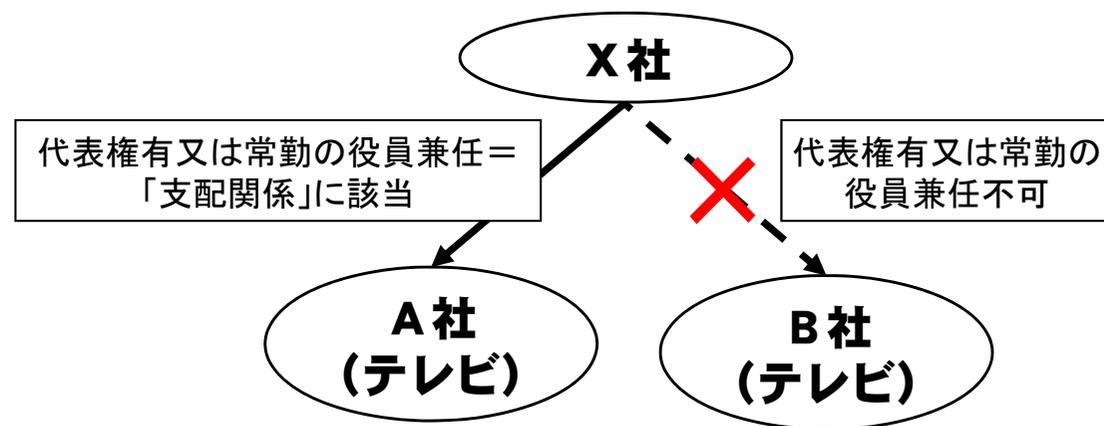
議決権保有による支配の例
(放送対象地域が重複しない場合)



役員兼任による支配の例
(役員兼任比率: 5分の1超)



役員兼任による支配の例
(代表役員、常勤役員)の兼任)



○ 同一メディア(テレビ又はラジオ(コミュニティ放送を除く。))について連携の対象となる全ての放送対象地域が特定隣接地域※に含まれる場合：

※ 2以上の放送対象地域(関東・中京・近畿広域圏を除く。)のうちの特定の1の放送対象地域に他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合における当該2以上の放送対象地域の集合

⇒ 兼営・支配可(1/3超の議決権保有が可能)

※ 地上デジ投資によりローカル局は経営基盤の強化が必要となることから、経営の選択肢を増やすため制度化(平成15年)

「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」(関東・中京・近畿広域圏を除く。)の例

【例1】



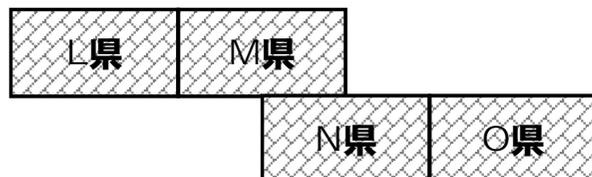
放送対象地域であるA～E県が上のような地理的な位置関係にある場合、B県に着目すると「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたることになる

【例2】



放送対象地域であるW～Z県が上図のような地理的な位置関係にある場合、Y県に着目すると「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたることになる。

【参考】「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたらない例



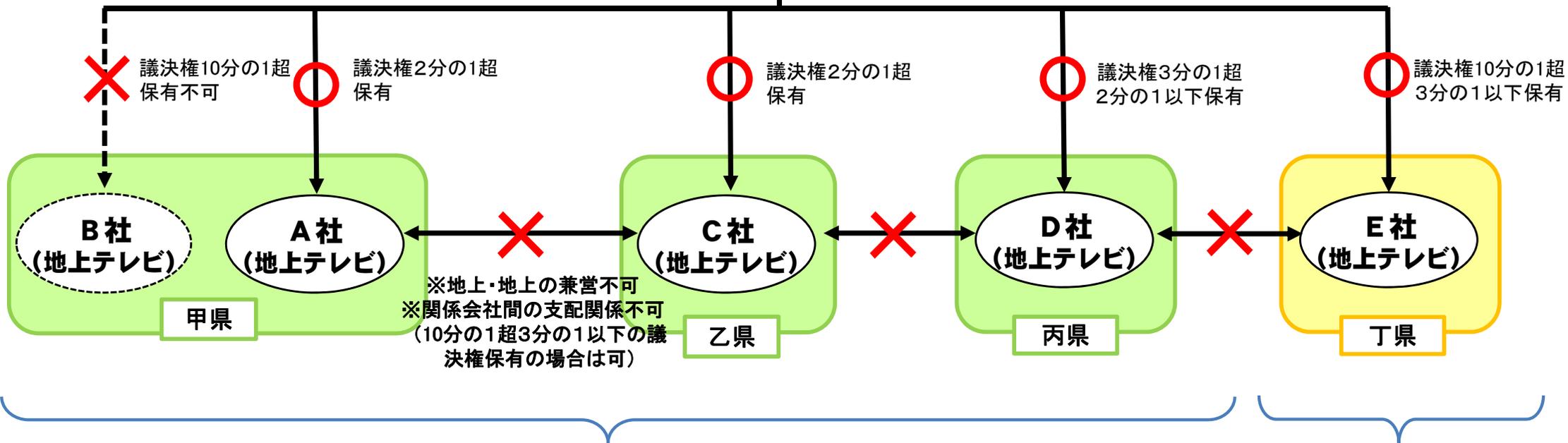
放送対象地域であるL～O県が左図のような地理的な位置関係にある場合は、いずれの県に着目しても「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたらないことになる。

※ 「地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合」も兼営・支配が可能
具体的な地域： 東北全県、九州全県、九州全県＋沖縄県

【参考】認定放送持株会社制度におけるマスメディア集中排除原則の特例

- 認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度であり、平成19年の放送法改正により創設。
- 認定放送持株会社制度を活用する場合は、マスメディア集中排除原則の特例として、複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能。

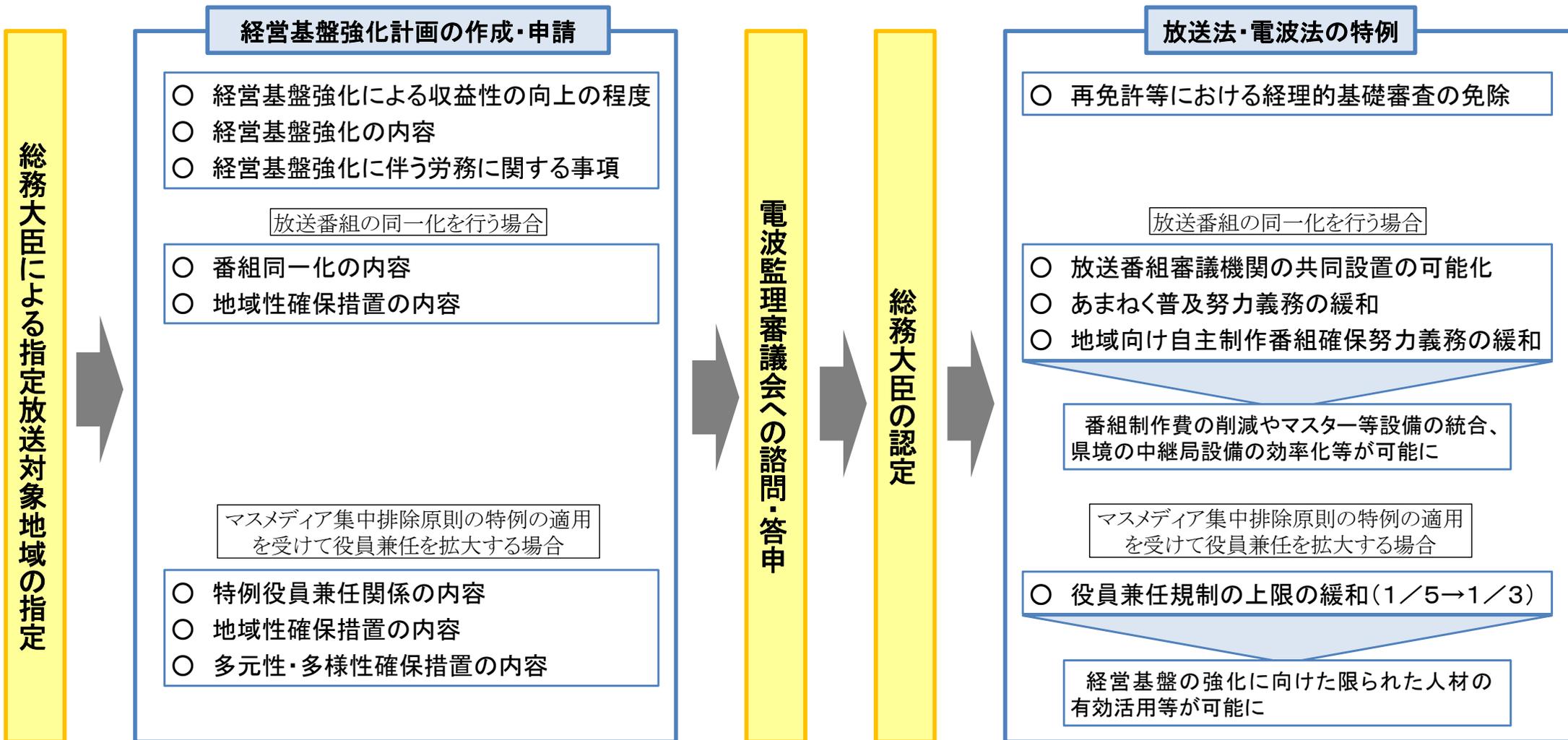
認定放送持株会社



※12都道府県まで可(広域放送、県域放送の場合)

※12のカウントには含まない

- 地域経済の低迷等に起因して放送事業者の経営状況が悪化する中、地域住民の生活に必要な基幹メディアとして存続するために経営基盤の強化に早期かつ積極的に取り組むことを可能とする制度。
- 経済事情の変動により放送系の数の目標の達成が困難となるおそれがある等と認められる放送対象地域を「指定放送対象地域」として総務大臣が指定。
- 「指定放送対象地域」に係る基幹放送事業者は、業務の合理化や組織の再編成等により収益性の向上を図る「経営基盤強化計画」を作成し、総務大臣の認定を受けた場合、放送法・電波法の特例が適用。

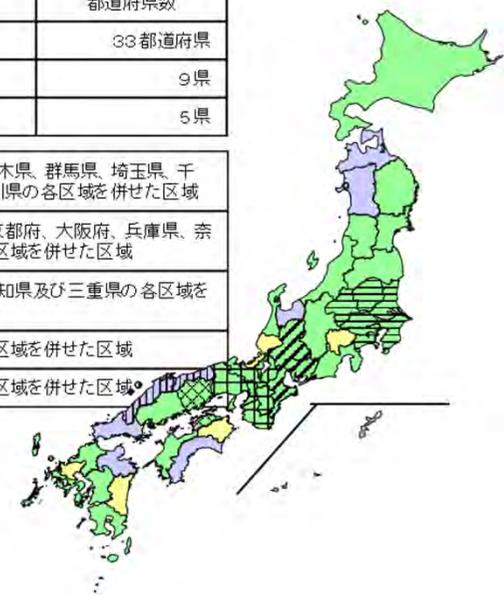


1. 現状

- 放送対象地域は、「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」(放送法第91条第2項第2号)であり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して基幹放送普及計画(告示)において定めることとされている(放送法第91条第3項)。
- 基幹放送普及計画においては、例えば、地上テレビジョン放送について、放送対象地域は広域放送(関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏)及び県域放送と定められているほか、当該放送対象地域ごとに放送系(同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体(放送法第91条第2項第3号))の数の目標が定められている。

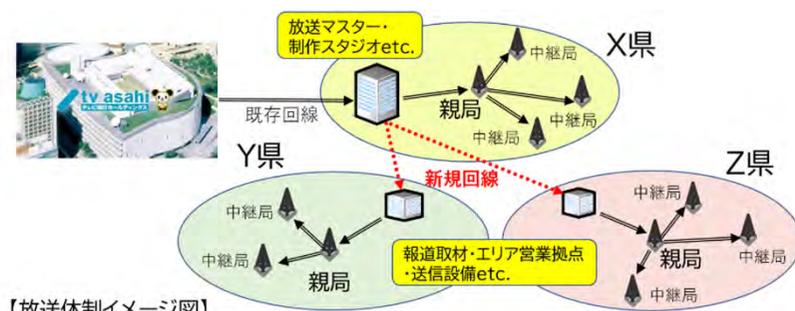
	都道府県数
4事業者以上	33都道府県
3事業者	9県
2事業者以下	5県

関東広域圏:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域
近畿広域圏:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域
中京広域圏:岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域
岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



2. 課題

- 人口減少が進むほか、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、県域を基本とする現在の放送対象地域は、必ずしも放送の地域性の確保につながらない部分があるのではないか。
- 現在の放送対象地域は、地域社会の実態に必ずしも合っておらず、地域情報の発信という観点から障害になっている部分もあるのではないか。
- 経営基盤強化計画認定制度では放送番組の同一化が可能であるが、(経営リスクが顕在化する前に)積極的な経営戦略を描きたい場合に利用できない、経営基盤強化計画の申請・認定等の手続きが煩雑で使い勝手が必ずしもよくないといった意見もある。
- 事業者からは、将来的な経営リスク顕在化の可能性に備え、固定的費用の抑制の観点から、複数の放送対象地域における放送の同一化が要望されている。



【放送体制イメージ図】

出典:令和4年1月24日 デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会第4回会合 株式会社テレビ朝日ホールディングス資料

3. 見直しの方向性(案)

- ✓ 放送事業者における経営の選択肢を増やす観点から、同一の放送番組の放送対象となる地域について柔軟化を図る方向で検討すべきではないか。
- ✓ 具体的には、放送対象地域自体は現行から変更せず、希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けることが考えられるのではないか。
 - 放送番組の同一化を可能とする地域については、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、マスメディア集中排除原則における隣接の概念を参考に、一定の制限を設けるべきではないか。
 - なお、経営基盤強化計画認定制度においても放送番組の同一化が可能であるが、当該制度は、事前の認定手続きに基づく国の一定の関与の下で様々な規制の特例が適用されるもの。一方、今回の同一の放送番組の放送対象となる地域の柔軟化については、放送を取り巻く大きな環境変化を踏まえ、事前の手続きなしに戦略的に経営の選択を行うことを可能とするものと整理ができるのではないか。
- ✓ 複数の放送対象地域における放送番組の同一化を可能とする制度を設ける場合には、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて措置すべきではないか。
 - 地域情報の発信を確保するための仕組みとして、認定放送持株会社傘下の放送事業者に求められている地域向け自社制作番組確保の努力義務規定※を参照し、放送番組の同一化を行う放送事業者について、それぞれの放送対象地域に係る地域情報の発信を確保するための努力義務を設けるとともに、地域情報発信に係る取組の見える化のため、その計画や取組状況を当該放送事業者自らが公表する仕組みを設けることが考えられるが、幅広い関係者の意見も参考にしつつ、具体的な仕組みについて引き続き検討すべきではないか。
 - 事業者からは、第4回会合において、複数の放送対象地域において放送番組の同一化を行う場合でも、地域情報発信の維持が大前提であり、既存の取材拠点の機能は堅持するとの説明があった。

※ 放送法(昭和25年法律第132号)
(関係会社の責務)

第163条 認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者(その基幹放送に係る放送対象地域が全国である者を除く。)は、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

【参考】放送対象地域の概要

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において規定(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

基幹放送事業者は、放送対象地域内で、当該基幹放送があまねく受信できるように努めることとされている。(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、民間基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例(地上テレビジョン放送)

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 民間基幹放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

		都道府県数
	4事業者以上	33都道府県
	3事業者	9県
	2事業者以下	5県

	関東広域圏: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域
	近畿広域圏: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域
	中京広域圏: 岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域

